

障がいのある方は軽自動車税（種別割）が減免されます



△申請フォーム

- 対象**：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、特定の区分・級に該当する方
※詳しい障がいの区分、級別などは問合せください。減免を受けることができる車両は、普通自動車（県へ申請）、軽自動車を通じて1台です。
- 車検証の名義人**：対象者本人名義の軽自動車（18歳未満の場合は、同居し生計を同じくする方の名義でも可）

- 申請場所**：税務町民課住民税係、立川総合支所総合支所係（期間内、オンラインでも申請できます）
- 受付期間**：3/19(水)～4/30(水) 8:30～17:15（土日祝を除く）※期限を過ぎた場合は減免できません。郵送の場合は4/30(水)必着。
- 持ち物**：車検証、運転免許証、障害者手帳など※申請前に軽自動車税（種別割）納税通知が届いた方は、併せてお持ちください。

■問合せ：税務町民課住民税係☎0234-42-0144

精神障がい者に対する旅客運賃の割引が開始されます

令和7年4月1日より、精神障がい者に対するJRなどの旅客運賃の割引が開始されます。

- 対象**：精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第一種または第二種の記載があるもの）をお持ちの方
第一種：精神障害者保健福祉手帳1級
第二種：精神障害者保健福祉手帳2級または3級
- 旅客運賃割引区分**：令和6年11月以前に手帳の交付

を受けており、手帳に「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第一種又は第二種」の記載がない方は、手帳裏面へシールを貼付いたします。手帳をお持ちのうえ、福祉係の窓口までお越しください。
※手帳に顔写真が貼付されていない場合には、割引を受けることができない場合があります。顔写真の貼付を希望される方は問合せください。
※割引の詳細は各社のHPをご覧ください。

■問・申込み：保健福祉課福祉係☎0234-42-0149

ひとり親等世帯に生活応援給付金が支給されます

- 基準日**：令和6年12月31日

支給対象となる方	①基準日時点で児童扶養手当の認定を受けている方
※①②いずれにも該当する方	②基準日時点で庄内町に住所がある方 ※所得額が児童扶養手当の制限額を超え、手当を受給していない方も対象となります。
給付金算定対象となる児童	基準日時点で児童扶養手当の対象となっている児童
給付金支給額	給付金算定対象となる児童1人につき 20,000円

- 受付期限**：3/10(月)
- 受付場所**：子育て応援課 子育て支援係
※申請書に、振込先金融機関のわかる通帳またはキャッシュカードの写し（コピー）を添えて提出してください。

■問合せ：子育て応援課子育て支援係☎0234-42-0195

庄内町子ども・子育て支援事業計画策定について答申

令和7年4月から始まる第3期庄内町子ども・子育て支援事業計画について、今年度の子ども・子育て会議で審議した内容を、阿部ふみ会長が町長に答申しました。いただいた答申内容をふまえ、第3期計画を実施していきます。



障がい者社会参加移動支援事業

- 対象**：次のいずれかに該当する方
①身体障害者手帳（1級から3級まで）を所持する方
②療育手帳を所持する方
③精神障害者保健福祉手帳（1級から2級まで）を所持する方
④特別支援学校に通学している方
- 交付枚数**：タクシー券48枚（1枚600円）給油券24枚（1枚1リットル相当額）のいずれか
※枚数は申込月に応じて減少します。
※自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は給油券のみ申請できます。

- 持ち物**：申請書、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳のうち所有する手帳
- 提出期限**：3/14(金)※期限後も申請を受け付けます。

■問・申請先：保健福祉課福祉係☎0234-42-0146

軽自動車の車検を受ける方へ

車検時の納税証明書の提示は軽JNKS^{けいじんくす}（軽自動車納付確認システム）により、原則不要となっています。ただし、軽JNKSへの納付情報の反映には時間がかかるため、5月1日から15日頃までの間に車検を予定されている方は、この期間を避けて車検を受けるようお願いします。

■問合せ：税務町民課納税係☎0234-42-0136、0234-42-0137

低所得世帯に支援給付金が支給されます

- 対象**：令和6年12月13日時点で庄内町に住所がある令和6年度住民税非課税世帯
※対象となる方には案内通知を送付しています。
- 給付金**：1世帯につき30,000円 同世代の18歳以下の子どもへの加算 1人につき20,000円
- 申請期限**：7/31(木)

■問合せ：保健福祉課福祉係☎080-7611-5170

人工透析療法で通院している方、在宅酸素療法を行っている方へ

令和6年10月から令和7年3月までの実績に基づく助成についての受付書類は保健福祉課にてお渡しします。新規で助成を希望する方の受付を行います。

医療機関通院交通費助成（人工透析）

- 対象**：人工透析療法を受けるため、医療機関へ交通機関（自家用車を含む。医療機関の送迎車は除く）を利用して通院している方で、本人および同一世帯生計中心者の所得税が非課税かつ、生活保護法などの法令により通院交通費の給付を受けていない方
- 提出書類**：申請書（自家用車の場合は、片道の距離が必要）、医療機関通院報告書（通院先医療機関での証明必要）※本人確認書類をご持参ください。
- 提出期限**：4/11(金)

■問・提出先：保健福祉課福祉係☎0234-42-0146

在宅酸素療法者助成

- 対象**：呼吸器機能障害による身体障害者手帳（1級および2級を除く）を所持し、医師の処方により在宅酸素療法を行っている方
- 提出書類**：支給申請書
※身体障害者手帳をご持参ください。
- 提出期限**：4/11(金)